

南原区申し合わせ事項

- 一、 入区及び入区金（負担金）の条件、基準
 - 一一一 入区する者は区民として社会通念上の規律を守り区民としての義務と責任を持つ事の出来る個人、法人であること。
 - 一一二 居住、営業する建物及び宅地について、基本的に自己保有の物であり、これにより区内に永住する意思があるものと認められること、また特殊な事情が有る場合も同様とする。但し、例外はあるものとする。
 - 一一三 入区の意思のある者が、入区金（負担金）を納入、又は分割払いを開始した時点で区民と認める。
 - 一一四 入区金（負担金）は分割納入も可とし、期間は100月間とする。区費に上乗せする場合も100月間とする。第一回の納入があつた時点で、入区を認める。
 - 一一五 一旦入区した者が、区民としての権利・責任を放棄した場合は、入区金（負担金）は返却しないものとする。また、再度入区を希望する場合は、一〇年以下的場合は免除するものとする。一〇年を超えた場合は新規入区と同じ扱いとする。また、その場合の入区の額は検討し決める。但し例外は認める。
- 一六 区民は一旦入区したら転出しない限り、区民の権利を失うことはない。ただし家がある場合はこの限りではない。

（平成二十五年四月二十一日 施行）
- 二、 入区金（負担金）、及び入区相当の法人協力金の算出基準
 - 二一一 根拠 設定時点での区全戸での経年負担金を一律にする事により、従来区民と同等になり、区内施設等の利用など支障なき様にする。

二―二 算出基準

戸数増加にともなう公民館の建て増し、建て替え費用の積み立て、及び戸数増加にともなう環境整備費等の為、個人は許容できる範囲での金額である事。また従来区民の公民館建設時の各戸負担金が十五万円であった為、これに環境整備費を五万円上乗せし二十万円とする。

二―三 取り扱い

入区金は一般会計に入れた後に、毎年適当な額を公民館建設特別会計に繰り入れるものとする。

三、 協力費、及び区民相当の法人協力費

三―一 区内で借地及び借家等に居住・営業をする、個人、法人は協力費を納めることとする。但し、永住する意思がある場合は入区するよう推奨する。

三―二 協力費について

(平成二十六年一月一日 施行)

(1) 協力費の月額1,000円とする対象者・団体・組織

① アパート居住者

② 一戸建ての持家で非常住者(年間滞在日数五十%未満)

③ 区内に在籍する法人以外の会社

(2) 協力費の月額3,000円とする対象者・団体・組織

① 一戸建ての借家又は持家で常住者

② 区民相当の法人会社・団体・組織

三―三 協力費の使途は、概ね次のようになる。

区内環境整備費・区内ゴミステーションの管理・行政委嘱によるサービス等。

三―四 集合住宅等で家主が区内にいる場合は、協力費等の集金や配布品は一括して家主が取り扱うこととする。

三一五 区民相当の法人の協力費は三〇〇〇円とし、公民館使用等は区民同様とする。

四、 区長、副区長の免職期間は次の通りとする。

区長 五年、副区長 三年 但し例外はあるものとする。

免職期間は在籍年を含まないものとする。

五、 農事部長職について。

農事部長職は、原則的に農地を保有する区内全戸を対象とする。

六、 そのほかの役員については、区内全戸を対象とする。

七、 区の出払い作業の出席については以下の要領にて行う。(平成二十五年十一月一日 修正施行)

七一 区民全戸各一名

七二 一戸建ての借家又は持家で常住協力費会員は全戸各1名の出席を義務とする。

欠席した場合は出不足金を徴収する。(区民と同様5,000円)

七三 集合住宅等の場合は、管理者又は代表者が一名出席すること。

七四 出払いにやむをえず出席できない場合は特別の理由以外は出不足金として五〇〇〇円を徴収する。

徴収の判断は区長又は役員会で行うこととする。

七五 出不足金免除の例

その家での慶弔の時

家族の全員が八十五歳以上の家庭の場合

家族の全員が日常生活に不便をきたす様な病気の場合

その他特別の理由のある場合

八、 協力費会員（3,000円）の行事参加について（平成二十五年四月二十一日 施行）

八一― 区民と同様に全ての行事に参加することができる。但し総会では傍聴のみとする。

八二― 区の行事を一緒に行うので組長役に就くことができる。

但し運営についての権利は一部制限されることがある。

九、 本南原区申し合わせ事項は、平成十八年九月より施行する。

本南原区申し合わせ事項一―六項・八項は、平成二十五年四月二十一日より改正施行する。

本南原区申し合わせ事項七―二項は、平成二十五年十一月一日より改正施行する。

本南原区申し合わせ事項三―二項は、平成二十六年一月一日より改正施行する。